

続・円仁の『日記』を読む

— 廃仏と金融 —

井上泰也

1

八四〇（開成五）年八月二十二日、念願の長安入城を果たした円仁が、『入唐求法巡礼行記』に、会昌（八四一―八四六年）の廃仏に関する、克明な記述を残したことはよく知られている。すなわち、それは宰相李徳裕の無登録僧追放の指示（八四二年三月三日条〈巻三〉）に始まり、離京後一年余りを経た、新天子宣宗の復仏（八四六年五月二十二日条〈巻四〉）に至る。

廃仏の原因、発動に至る背景が複合的であることも、夙に指摘されている。すなわち、道教を偏愛する武宗によって尖鋭化した道・仏衝突の構図^①、増殖した教団による国家財政の浸蝕^②、廻鶻^{ウイグル}・吐蕃^{チベット}問題が惹起した不寛容な排外的ナショナリズム^③、更には、何れの論点をも精通・体現したかに見える李徳裕^④が、牛李の党争の最終コーナーにおいて（牛僧孺：八四四年左遷・八四八年没、李徳裕：八四六年失脚・八四九年没）、財政再建・反宦官主導政治・反仏教・反独立藩鎮の諸原則を、いわば原理主義的に強行突破した等、宗教的・経済的・文化的・政治的・軍事的諸観点である。

経済問題に関心を寄せる筆者にとって、『日記』中、最も気に掛かる件りは、『日記』のみに見えて唐側史料には見えない、仏教徒にとって極めて屈辱的な廃仏勅令中の文言、「資（錢）財を愛惜し、（自ら）還俗を情願する僧尼（者）」（八四二年十月九日条〈巻三〉）である。だが、しばしばい

われるような教団の腐敗・墮落^⑤は、些か絞切り型の説明に過ぎよう。

経済的観点より見れば、九世紀、格差深まるデフレ経済（「錢重物輕」の許で、銅材の確保に行き詰まった政府当局は、最大の銅器使用集団を標的に、伝統的かつ最大規模の銅禁政策^⑥を断行したのである。廢毀寺院の銅材を鑄潰して鑄造された会昌開元錢は、愚直とはいえ、デフレ克服へ向けた一手段であって、公平に見て、会昌新政の政策的一貫性・統合性は、他に抜きんでているといわなければならない。

では、中国における質屋・高利貸の起源と目される寺院系金融機関に相對し、廢仏は債權破棄、つまり徳政令たり得たのであろうか。かかる情報は、『日記』にも唐側史料にも殆ど残されていないが、そこには、経済・金融をめぐる思想的衝突が見出せるように思われる。

本稿では、沙金・銅錢等、円仁の費用の周辺を取り上げた旧稿^⑦に引き続き、『日記』を透して、九世紀中国の経済・社会を探ってゆきたい。

2

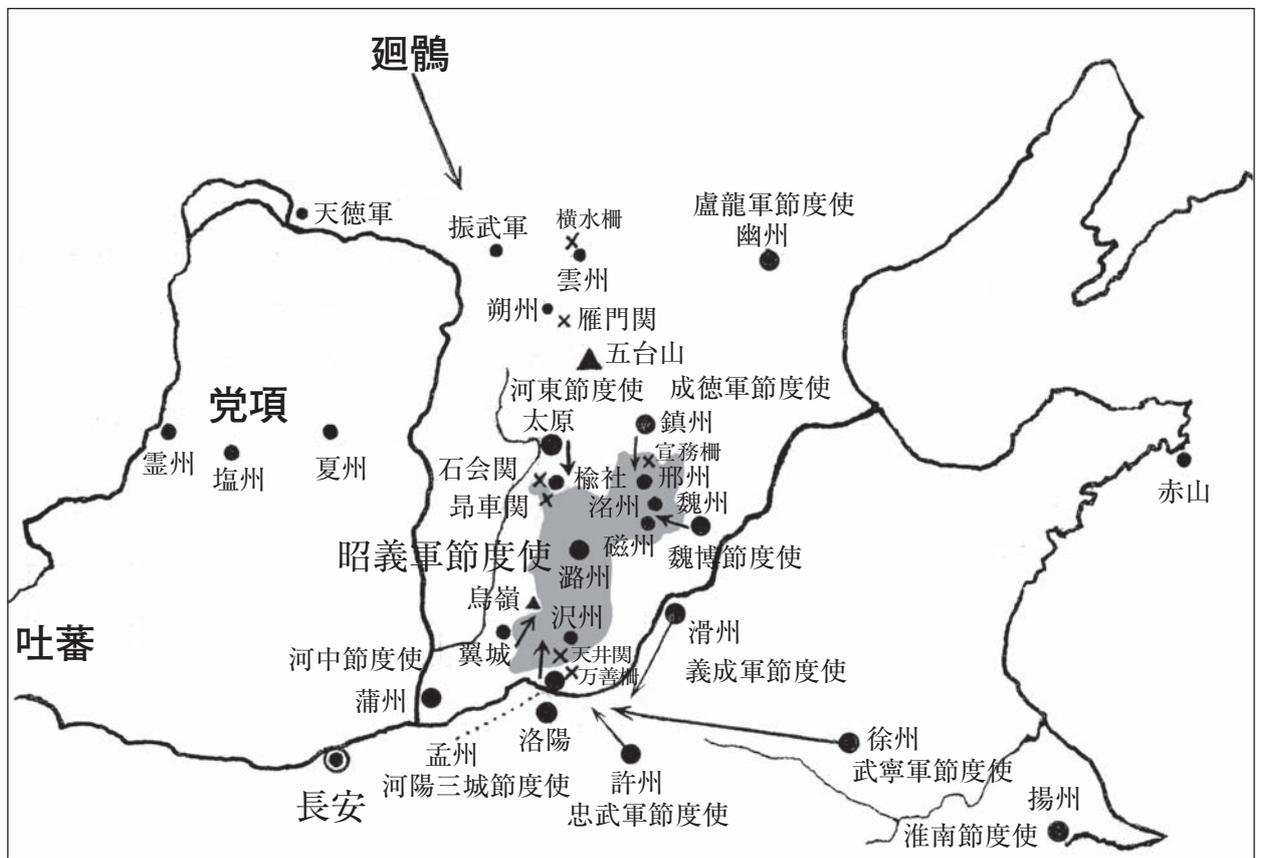
八四五（会昌五）年十一月三日、祠部牒無き外国人僧侶として強制還俗・本国送還の命を受け長安を追放された円仁は（五月十五日）、駅継ぎによる不自由な長旅の末、結局は山東半島突端、新羅人縁りの赤山法花院、当院自体は既に破壊され尽くしていたので、その庄園内の一房に落

ち着き（九月二十二日）、今だ進行中の廢仏を「三・四年已来」と概括している。廢仏が恐らくは周到な準備の上、遅くとも八四二（会昌二）年には本格化していたことを明示するものである（表A 廢仏の経過参照）。

『日記』が廢仏の経過と共に記す廻鶻問題^②（八四二年三月～四月（卷三））八四三年九月十三日（卷四）・藩鎮昭義軍の反乱（同右）八四四年九月（卷四）は、太原府兵士の反乱・処刑（同年八月（卷四））と併せ、廢仏の背景というよりは、むしろ近間で勃発した連続的動乱である（廻鶻問題・昭義軍の乱略図参照）。

内紛とそれに続く黠戛斯^{キルギス}の侵攻によって廻鶻国が瓦解すると、程無くその南下勢力が唐朝北辺に断続的な脅威を与え始めた（八四〇年十月、八四二年正月・三月（『新唐書』卷八、武宗本紀））。南下勢力は、囉没斯^{オルムス}を中心に朱邪赤心・僕固某・那頡^{ナゲル}啜^{チエ}らからなる集団と、遅れて南下した烏介可汗の集団（八四一年十一月、天德軍方面へ（『資治通鑑』卷二四六））に大別される。前者は、囉没斯が赤心・僕固を殺害したのち唐側に投降（八四二年三・四月（同右））、赤心配下を吸収した那頡啜は東走して盧龍軍節度使張仲武に撃破される等、分裂の道を辿った。一方、後者は、廻鶻へ降嫁していた武宗の叔母太和公主を黠戛斯から奪取、唐の食糧支給は引き出したものの（八四一年十二月（同右））、振武城・天徳城借用の要求は受け入れられず北辺の掠奪は加速、遂に可汗直下の10万と号する大勢力が雲州城門に迫った（八四二年八月（同右））。

情報収集・懐柔外交を駆使しつつ事態を注視していた唐朝は、同年九月以降、完全な臨戦体制に入り、河東節度使劉沔（同年三月、振武軍節度使より転任）率いる討伐軍は雁門関・雲州へと展開、明くる八四三年正月、振武軍に迫った烏介可汗本隊への襲撃に及んだのである（同右、卷二四七）。そして、この作戦を指揮、可汗を敗走させた石雄は、太和公主を無事保護、公主は二月末、長安帰還を果たす（『旧唐書』卷一六一、劉沔



廻鶻問題・昭義軍の乱略図

表 A 麿仏の経過

	『日記』	中国史料
vol.3	<p>841.6.11 武宗降誕日、禁中で内供奉談論大徳・道士が談論するも、道士のみ紫衣を賜る。宝月三蔵、武宗に帰国を直訴して仇士良の怒りを買う。15 三蔵の弟子・通事を杖刑に処す。</p> <p>8.7 円仁 左街功德使に帰国を申請。</p> <p>11.1 彗星の出現 (~ 12.8).</p> <p>842.2.1 仇士良 観軍容使に就任。</p> <p>3.3 李徳裕 無登録僧の追放を指示。</p> <p>3.8 功德使巡院、興禅・青龍・資聖 3 寺の外国人僧侶に、安住・無断出国停止を通達。</p> <p>3-4 廻鶻の振武軍侵入。</p> <p>5.25 功德使巡院、外国人僧侶の行状を調査。</p> <p>5.29 内供奉談論大徳、左右街各 20 名を停止。</p> <p>6.11 降誕日の御前談論、道士のみ紫衣を得る。</p> <p>10.9 焼煉・呪術・禁気に通じる者、脱走兵・犯罪者・職人にまぎれる者・姦姪者たちの強制還俗、僧尼所有の錢物・穀物・田地・莊園没収・国有化の勅。</p> <p>功德使 諸寺に僧侶の外出禁止を通達。</p> <p>仇士良 勅を拒み、長安での百日間執行猶予を請願。</p> <p>843.1.17・18 資財を愛惜し自ら還俗した僧尼、左右街で計 3,491 人 (資聖寺 37 人)。</p> <p>1.28 仇士良 左街外国人僧侶 21 人を慰安。</p> <p>2.1 功德使、還俗僧・追放僧の入寺・在京禁止を通達。</p> <p>2.25 廻鶻降嫁の太和公主、長安へ帰還。</p> <p>4 摩尼教師僧形で殺害される。</p> <p>5.25 功德使巡院、外国人僧侶の行状を調査。</p>	<p>841.6 武宗 道士趙焄真らに命じ、三殿に九天道場を建てさせる (『資治通鑑』卷 246, 『唐会要』卷 50・尊崇道教)。</p> <p>8 仇士良 観軍容使となる (『資治通鑑』卷 246)。</p> <p>11 彗星出現し 56 日で消滅 (『旧唐書』卷 18 上・武宗本紀, 卷 36・天文志下, 『唐会要』卷 43・彗孛)。</p> <p>842.1 李徳裕 司空となる (『新唐書』卷 63・宰相表下)。</p> <p>廻鶻 横水柵・天徳軍・振武軍を侵略 (同上卷 8・武宗本紀)。</p> <p>3 廻鶻 雲州・朔州を侵略 (同上)。</p> <p>河東節度使劉沔 廻鶻を討つ (『旧唐書』卷 18 上・武宗本紀)。</p> <p>4 江淮の摩尼寺を閉鎖 (『李文饒文集』卷 5「賜回鶻可汗書意」, 傅璇琮・周建国『李徳裕文集校箋』河北教育出版社, 2000 年に拠る)。</p> <p>9 廻鶻南面招討使劉沔らの軍勢 太原に集結 (『旧唐書』卷 18 上・武宗本紀, 『新唐書』卷 8・武宗本紀)。</p> <p>11 趙焄真 帰道門両街都教授博士となる (『唐会要』卷 50・尊崇道教)。</p> <p>843.1 廻鶻・摩尼寺の莊宅・錢物は、功德使・御史台・京兆府が点検収管 (『李文饒文集』卷 3「討回鶻制」)。</p> <p>2 太和公主の長安帰還 (『唐会要』卷 6・和蕃公主雜録)。</p> <p>4 昭義軍節度使劉從諫病没し、おい劉稹実権を掌握、李徳裕のみ軍事介入を主張 (『資治通鑑』卷 247)。</p> <p>5 劉從諫・稹の官爵を削奪し昭義軍を討つ (同上)。</p> <p>禁中に望仙觀を築造 (『旧唐書』卷 18 上・武宗本紀)。</p> <p>6 禁中神濃寺で出火、仇士良卒 (同上)。</p> <p>万年県東市・禁中神龍宮で出火 (同上卷 37・五行志, 『唐会要』卷 44・火)。</p> <p>8 万年県東市で出火 (『旧唐書』卷 18 上・武宗本紀)。</p> <p>12 横水柵兵士 1,500 人待遇をめぐり太原で反乱 (同上)。</p> <p>844.1 断屠を緩める (同上)。</p> <p>2 太原反乱兵士楊弁及び 54 人東市で斬られる (同上)。</p> <p>3 趙焄真 左右街道門教授先生となる (同上)。</p> <p>4 三元日を定める (『唐会要』卷 41・断屠鈞)。</p> <p>6 仇士良の官爵を追削し家財を没収する (『資治通鑑』卷 247)。</p> <p>閏 7 李紳 淮南節度使となる (同上)。</p> <p>8 劉稹 部下に殺され昭義軍の反乱終息 (同上)。</p> <p>劉稹の首 長安に到着 (同上)。</p> <p>10 李徳裕 昭義軍反乱の原因を牛僧孺・李宗閔の失政に帰し、牛派を徹底処分 (同上)。</p> <p>845.1 南郊壇に望仙台を築造 (『旧唐書』卷 18 上・武宗本紀)。</p> <p>4 祠部檢括: 整理した寺 4,600・蘭若 40,000, 還俗僧尼 260,500 人 (同上)。</p> <p>7-8 没収寺院財産: 上田数千頃・奴婢 150,000 人 (同上)。</p> <p>長安・洛陽は両街各 2 寺ずつを残し、寺ごとの僧侶を長安 30 人・洛陽 20 人に制限。諸道藩鎮の治所等では、各 1 寺のみを残し、10 人ないし 7 人の僧侶に留める。廢寺の銅像・鍾磬は塩鉄使が収管、銅錢を鑄造。景教・回教・祇教の信徒 2,000 余人も強制還俗 (『資治通鑑』卷 248)。</p>
vol.4	<p>6.3・23 仇士良の官職辞任と死。25 家財没収。</p> <p>6.11 降誕日の御前談論、道士のみ紫衣を賜る。</p> <p>6.13 韋宗卿『涅槃經疏』20 巻焼却される。</p> <p>6.27・28・29 不審火相次ぐ (東市・禁中・長樂門外)。</p> <p>9.13 昭義軍の反乱。廻鶻は唐軍に大敗。京兆府は新たに頭をつつめる僧侶 300 余人を打殺。</p> <p>844.3 五台山・普光王寺・終南山・法門寺への供養・巡礼を禁ず。李徳裕・李紳 三元日を制定。九天道場の造営。僧侶外出禁止令 (午後) の徹底。</p> <p>7.15 孟蘭盆会の花果 例年以上に贅を尽くす。李紳 淮南節度使に転出。小規模寺院・仏事施設の破壊。</p> <p>8 武宗郭皇太后を毒殺、蕭皇后を射殺。太原府兵士 3,000 人の反乱・処刑。</p> <p>9 昭義軍の大敗。仇士良の子を打殺。趙焄真 神仙台築造を説く。</p> <p>10 禁中で神仙台 (高さ 150 尺) の築造始まる。長安で破壊された小寺 33 ヶ所。南郊壇の特別修造が命じられる。</p> <p>845.1.3 祭天儀礼 (南郊壇)。道士に仙丹調剤を命ず。</p> <p>3.3 神仙台の完成。寺院財産処分・僧尼強制還俗の勅。</p> <p>4-5 40 歳以下・50 歳以下・50 歳以上の祠部牒無き僧尼の強制還俗。祠部牒無き外国人僧侶の強制還俗・本国送還が決まり、円仁も長安を離れる (5.15)。</p>	<p>844.1 断屠を緩める (同上)。</p> <p>2 太原反乱兵士楊弁及び 54 人東市で斬られる (同上)。</p> <p>3 趙焄真 左右街道門教授先生となる (同上)。</p> <p>4 三元日を定める (『唐会要』卷 41・断屠鈞)。</p> <p>6 仇士良の官爵を追削し家財を没収する (『資治通鑑』卷 247)。</p> <p>閏 7 李紳 淮南節度使となる (同上)。</p> <p>8 劉稹 部下に殺され昭義軍の反乱終息 (同上)。</p> <p>劉稹の首 長安に到着 (同上)。</p> <p>10 李徳裕 昭義軍反乱の原因を牛僧孺・李宗閔の失政に帰し、牛派を徹底処分 (同上)。</p> <p>845.1 南郊壇に望仙台を築造 (『旧唐書』卷 18 上・武宗本紀)。</p> <p>4 祠部檢括: 整理した寺 4,600・蘭若 40,000, 還俗僧尼 260,500 人 (同上)。</p> <p>7-8 没収寺院財産: 上田数千頃・奴婢 150,000 人 (同上)。</p> <p>長安・洛陽は両街各 2 寺ずつを残し、寺ごとの僧侶を長安 30 人・洛陽 20 人に制限。諸道藩鎮の治所等では、各 1 寺のみを残し、10 人ないし 7 人の僧侶に留める。廢寺の銅像・鍾磬は塩鉄使が収管、銅錢を鑄造。景教・回教・祇教の信徒 2,000 余人も強制還俗 (『資治通鑑』卷 248)。</p>

石雄伝)。

廻鶻問題が漸く沈静化した頃、今度は昭義軍節度使への武力介入が始まる。半独立的な河北三鎮(盧龍軍・成徳軍・魏博)への藩屏・楔として、当藩劉從諫・劉稹の因習的な世襲は認められないというのが、李徳裕の立場であった。

昭義軍包圍戦の陣容は、以下の通りである。すなわち、河陽節度使王茂元は万善柵、河東節度使劉沔は昂車関・榆社、成徳軍節度使王元逵は邢州方面、河中節度使陳夷行は翼城方面にそれぞれ配置、王元逵を沢潞北面招討使、何弘敬(魏博節度使)を南面招討使、李元佐(武寧軍節度使)を晋絳行營諸軍節度招討使にそれぞれ任命して、八四三年七月中旬を期し、五道より一斉攻撃を仕掛ける手筈であった。なお、戦端が開かれたのちの追加人事として、忠武軍節度使王宰を王茂元(九月病没)に代わり河陽行營攻討使、劉沔を義成軍節度使次いで河陽節度使、前荆南節度使李石を河東節度使次いで太子少傅(分司)、河中節度使崔元式(陳夷行は十一月没)を河東節度使、先の殊勲、天徳軍防禦使石雄を晋絳行營節度副使、次いで李元佐に代わり晋絳行營節度使、更には河中(のち河陽)節度使に任命している(『資治通鑑』卷二四七)。

目まぐるしい人事にもその一端が反映されているように、戦況の推移は決して芳しいものではなかった。円仁は、5万の兵馬、一日20万貫の費用を賄うために、内庫・官庫・官庁経費(『百司判錢』)が総動員され、又、昭義軍進奏院(長安留守居役) 晁孫(『資治通鑑』卷二四七、八四三年四月条の姜峯か)が剃髪して僧に成り済ましたとの告発のため、左右街功德使による名簿に名の無き僧に対する強制還俗・本籍地送還が徹底され、京兆府は新參僧三百余人を打殺したと記す一方、度重なる武宗の督促にも拘わらず、討伐軍は昭義軍藩境を突破出来ず、前線の牧童・農夫を捉えては都に送り込み、反乱者だと偽って残忍に処刑しているのだとの、長

安市民の噂を伝える(八四三年九月十三日・八四四年七月十五日(卷四))。

王元逵は宣務柵を攻略するが(七月)、進撃せず、何弘敬は模様眺めで、南部戦線、万善柵は賊軍の攻撃に晒される(八月)。石雄が烏嶺を突破し(九月)、忠武軍の兵を率いた王宰が天井関を攻略、漸く沢州進攻が緒につき(十二月)、北部では石会関が確保された(八四四年三月、『資治通鑑』卷二四七)。東部三州、邢・洺・磁州が雪崩れをうって王元逵・何弘敬に降り(閏七月)、昭義軍は自壊の道を歩む。すなわち、劉稹が配下に殺され、潞・沢州が王宰に降つて、反乱は終結したのである(八月、同右、卷二四八)。

この一年余りの戦闘の最中、太原府では待遇への不満から楊弁以下千五百人の兵士が反乱を起こし、劉稹と結ぶ動きを見せた^⑤。話は廻鶻問題に遡る。嘗て河東節度使として烏介可汗を撃破した劉沔は、その後も三千人を横水柵に駐屯させていたが、戦闘中の榆社から二千人の派兵を要請された太原府では、新任の李石が、この横水柵兵士千五百人を帰還させ事に当たらせようとした。ところが、出征兵士一人につき絹二匹を支給すべき所、府軍は底をつき、自腹を加えても一人一匹がやっとである。時に八四三年十二月末、せめて元旦を過ぎてからの出発をという要求も斥けられた兵士は、遂に不満を爆発させた(同右、卷二四七)。円仁も伝える、兵士たちは、「三年も廻鶻を討ち辛苦疲乏しています。近頃故郷に帰り着きましたが、まだ父母親族の顔さえ見ておりません。どうか別の兵馬を派遣して下さい」と再三訴えたのだと。兵士たちに寄せられた、長安市民の同情を反映する口述と思われる。反乱は八四四年二月には鎮圧、捉えられた首謀者楊弁と兵士54人は、昭義軍の捕虜と同様に、長安市狗脊嶺で斬られた。

昭義軍討伐戦の人的・経済的コストについて、王国堯氏は、『日記』の情報、「5万の兵馬、一日20万貫」と併せ考察を加える^⑥。先ず、派兵数に

ついでには、李徳裕「賜王元逵・何弘敬詔意」(会昌四年閏七月)の「今四面王師二十万、鎮・魏兩軍、自当其半」に拠って、成徳軍・魏博を除いた10万人規模と見られるが、ここに禁軍が投入された形跡は認められないという(元和四一五(八〇九一一〇)年、成徳軍(王承宗)包圍戦には、四面發兵20万人の他、左右神策軍が投入、元和十一一二(八一六一一七)年、再び成徳軍を攻め、六鎮の兵10余万人が当藩を包圍)。

一方、円仁のいう5万人は、本戦に当たって各地から随時徴發された兵力というには多過ぎ、李徳裕「魏城入賊路状」(会昌四年五月、膠着した戦局を打開するために、北部戦線、魏武路を突破して南進、西部戦線の増派軍と合流させて、一気に潞州攻略を図る作戰計画書)にいう、

七千人(忠武軍・河中より翼城方面へ)

一万五千人(榆社方面)

一万八千人(翼城方面)

合計4万人、つまり北・西部戦線における唐朝主力軍にむしる近いものと考えられる。

次に、軍費に関しては、前掲、元和四一五年包圍戦の「七百余万緡」、同じく、元和十一一十二年、盧龍軍節度使劉總受領の「月給度支錢十五万緡」(出界糧、六鎮合計90万貫)を参考に、又、李徳裕「殄滅回鶻事宜状」(会昌三年正月)に拠って、盧龍軍・河東・振武軍三鎮の一月供軍費が十二万五千貫(一日四千余貫)、『日記』一日20万貫は、「一月」の誤りとされた。

ともかくにも、膨大なコストを注入して連続的動乱は乗り越えられ、廻鶻人崇拜、摩尼教寺院の閉鎖・収管(八四二年四月・八四三年一月)、剃髪のない袈裟を着せられた摩尼教師の虐殺(同年四月、『日記』異聞)、廃仏への防波堤、宦官仇士良の官職辞任と死・家財没収(同年六月・八四四年六月)等、国家主義的ボルテージの高まりを伴いつつ、軍事・宗教・政

治の絡み合った、「十字的因果関係」の様相が呈される。

但し、廃仏自体は八四二年に本格化、翌八四三年には実効性を伴う段階に移行していたから、この間醸成され高揚して来たと思われる、排外的ナシヨナリズムとは別個の問題であろう。北辺では、新たに党項の塩州侵攻が伝えられ、内乱中の吐蕃では、論恐熱の勢力が唐国境付近で蠢動していた(『資治通鑑』卷二四七、八四三年九月)。のち論恐熱は、武宗の死に乘じ、党項及び廻鶻の余衆を誘って河西に侵攻する(同右、卷二四八、大中元(八四七)年五月)。少なくとも、勝利に高揚し警戒を怠る情勢ではなかったのである。

八四五年四一五月、長安の廃仏は最終段階に突入した。40歳以下(四月一日一十五日)・50歳以上の祠部牒無き僧尼(五月十一日)という機械的な順序で、強制還俗・本籍地送還が実施され、それまで粗雑者・破戒者に限られていたものが、今や修験僧・大徳・内供奉の徳を論じることなく、ただ年齢次第だと円仁は記す。彼は、八四三年一月に遡る、「資財を愛惜し、自ら還俗した僧尼」(五年近くを逗留の資聖寺で37人)について、何一つ語っていない。八四五年四月以前の具体的情報として、唯一人、八四四年帰郷、今は牛党楊敬之宅に潜伏して、円仁離京に際し別辞の書状を送つて来た、内供奉(内道場三教) 談論大徳、すなわち卓抜した高僧、知玄の消息のみが記されている(五月十五日)。

間も無く、空前の銅禁が断行されようとしていた。全国廢毀寺院の銅像・鐘磬は鑄錢材料として塩鉄使へ、鉄像は農器具用に州当局へ、金・銀・鍮石等の像は銷鎔して度支へと振り分けられ、官・民を問わず所蔵される金・銀・銅・鉄像についても、一ヶ月以内に当局へ供出、違反者は塩鉄使が銅禁令に拠って処断するものとされたのである(『旧唐書』卷十八上、武宗本紀、会昌五年七月、中書門下奏)。状況は、元和十五(八二〇)

年八月、淮西・平盧軍及び河北三鎮をほぼ制圧した上で全国的に実施された、藩鎮による徹底的な銅器回収（買付け）、藩鎮兵員による供出銅器銷鎔・銅錢鑄造²⁸（同右、卷四八、食貨志上）と、極めて異例という点において、どこか似通い通底・連絡するものであった。

3

中国金融史は、仏教以前の事例にも事欠かない（表B 中国金融史略年表・参考文献参照）。すなわち、『管子』軽重丁篇第三段（無価値な「鑿枝蘭鼓」を以て称貸之家（貸金業者）に券契之責（債権）を破棄させる権謀説話²⁹）にいう、斉国西・南・東・北部における、貸金業者の事業規模・利率・利用民家数（表中は北部と四方総計のみ）や、『史記』貨殖列伝ならでは、郡国を股に掛けた高利貸の活動（子貸³⁰・貰貸³¹・子錢、『漢書』同伝に「賒貸」が伝わる一方で、夙に国家主導の文脈での、「称責・賒貸・称貸」（『周礼』・『孟子』）の語も見える。

儒教的農本主義の立場から悪徳のレッテルを貼られがちな高利貸たちの活動は、やや特異な『管子』説話や貨殖列伝中、富商の副業（実質投資事業）の例を除けば、官・民の違い、公（国）債・私債の区別の不分明な境界線上にこそ生起しているように思われる。秦律や「二年律令」条文には、公府に負債のある百姓、官吏等の利殖行為禁止（略年表所掲³²）、（強）質禁止³³、公金の私的貸出し禁止³⁴等が散見されるが、これは裏を返せば、百姓と相対する地方官吏が、租税滞納等を通じて高利貸に転化する契機を物語るものであろう³⁵。そして、たとえ彼ら自身が、鼃錯のいう「倍称の息」を取ったとしても、それが穀物の生産力に依拠した一年限りの倍返しであれば、むしろ農民生活の保護に繋がった側面を見逃すべきではないと考える。

F・ブローデルは、「信用とは、時間の線上で間隔を置いた二つの金銭提供のあいだの交換をいう。……収穫の際に返済するという条件で、農民に種用の小麦を前貸しする時、領主は信用口座を開いたのである³⁶」と説く。時間差（掛け売り・掛け買い、「賒・貰」字が使われる）、あるいは空間的隔たりを伴いつつ、当事者間で融通・売買・トラブルが発生する模様は、取り分け「居延漢簡」に複雑に反映されている³⁷。

王莽の賒貸法は、『周礼』泉府の理念を直接的に継承して、祭祀・喪紀（冠婚葬祭）の費用を無利子融資（賒）、貧窮民の生活再建費用を低利融資（貸）、しかも生活再建後の所得に対して掛けられる利息は年利10%未満とするものであったが（『漢書』食貨志下）、この官営低利融資制度、政府系金融機関創設の目論見は、制度の運用の過程であえなく頓挫、利率も賒・貸共に、平凡な月利3%（年利36%）に帰着したと見られる（同右、王莽伝中³⁸）。因みに、時空を遠く隔てた、十三世紀トゥルファンのウイグル文書（地主の借金整理簿）においても、すべての借金の原因は婚礼・葬儀費用であった³⁹。

仏教が中国金融史に新たに持込んだ特性とは、その專業性と組織性に在ったのであろうか。道端良秀氏に拠れば、律典『十誦律』卷五六・『根本説一切有部毘奈耶』卷二二「出納求利学処」等に見える「無尽財（物）」は、インド原始仏教教団北部セクトによって、仏堂の修理・塔の供養等に限り、檀越の布施した財物の「出息求利」が肯定されたもので、官勢を恃んで返還に応じない富貴とも無産の貧人とも出息するな、相手が如何に信心の人、五戒を保つ人であっても、二倍の質を取り証文を書き年月・保証人を記せ等、頗る厳格な規定を伴うものであったという。こうして教団財政、寺院経済に端を発した原始金融システム「無尽」は、やがて大乘經典『華嚴経』・『維摩経』・『大集経』等に説かれる如く、上は仏法僧の三宝から下は貧窮者に至るまで、普く布施して尽きることが無

表 B 中国金融史略年表

王朝 (周)	(官)	(民)	利率
続・ 円仁の『日記』 を読む	「称責を聴すに傳別(券書)を以てす。……売買を聴すに質剂(手形)を以てす。」(『周礼』天官・小宰) 「凡そ除する者は、祭祀には旬日を過ぐる無く、喪紀には三月を過ぐる無し。凡そ民の貸る者は、その有司と弁じて之を授け、国服を以て之が息を為す」(同上、地官・泉府)	「其の称貸之家、多き者千万、少なき者六七百万、其の之を出すや伯ごとに二十に中たる也。息を受くるの萌は九百余家なりと。凡そ称貸之家、泉を出すこと参千万、粟を出すこと参千万鍾、子息を受くるの民は参万家なり。」(『管子』輕重丁篇)	年20% (~50・100%)
	(春秋・戦国)	「又称貸して之を益し、老稚をして溝壑に転ばしむ。悪在んぞ其れ民の父母たらんや。」(『孟子』滕文公章句上)	
秦・漢	「二年律令」(前漢・呂后 2 < B.C.186 > 年) 之(吏 600 石以上・皇帝近臣で、利子をとって錢財を貸す者は免職)：裸律 184 (F156) 貸民の負債を破棄 (B.C.40 年、『漢書』元帝紀) 「貸錢它物律」を除く (B.C.14 年、居延新簡 74EJF16・1-16) 王莽の除貸法 (新 A.D.10 年)	「庶民農工商賈、率亦歳万、息二千、戸百万之家、則二十万……子貸金錢千貫、節駟會、貧賈三之、廉賈五之」 「(魯人)曹の邠氏……貫貸行賈すること郡国に偏し。」 「子錢の家」(『史記』貨殖列伝) 「(鼂錯曰く)有る者は半買にして売り、亡き者は倍称の息を取らる。是に於いて田宅を売り子孫を鬻ぎ以て責を償ふ者有り。」(『漢書』食貨志上) 「成都羅哀……除貸郡国、人莫敢負」(『漢書』貨殖列伝)	年100% 年36%
南北朝・隋・唐	「廢仏(北魏 446 年)」 僧祇粟・仏図戸 (北魏 469 年、『資治通鑑』卷 132) 僧祇粟の暴利「収利過本」を許さず (北魏 511 年、『魏書』釈老志) 公私の負債を破棄 (北魏 529 年、『魏書』孝莊紀) 「廢仏(北周 574・77 年)」寺 4 万・僧尼 300 万人 隋・文帝、信行の三階教を弾圧 (600 年) 唐 公廩本錢を設置 (618・28 年) 「迴利作本」の禁 (701 年、『唐会要』卷 88) 化度寺・福先寺(洛陽)の無尽蔵を閉鎖 (721 年) 三階教の廢絶 (725 年) 長安で、10 年以上・「出利過本」2 倍・借受人及び保証人死亡・家産無き者の私債を破棄 (825 年、『唐会要』卷 88) 「1 倍以上・利上生利」の禁 (834・37 年、『文苑英華』卷 441・『宋刑統』卷 26)	南朝の宋・齊時期 (5 世紀)、長沙寺(江陵)・招提寺(建康)で寺庫による金融事業(『南史』循吏列伝 <甄法崇>、『南齊書』卷 23 <褚澄伝>) 北魏寺 13,000 (『資治通鑑』卷 147, 509 年) 南朝・梁の都建康、寺 500・僧尼 10 余万人(『南史』循吏列伝 <郭祖深>) 末法 125 年(南岳慧思『立誓願文』, 558 年) 三階教・化度寺(長安)、無尽蔵を設置 (7 世紀初め) 73TAM206:42 (7 世紀後半、長安の庶民金融)	年60%
五代・宋	「利上生利・迴利作本」の禁 (867 年、『唐大詔令集』卷 86 <咸通 8 年 5 月德音>) 「生利 1 倍以上」の禁 (920・21 年) 同私債の破棄 (941 年) 「廢仏(後周 955 年)」寺 3,336 王安石の新材：青苗法 (北宋 1069 年) ：市易法〔抵当法〕(1072 年) 抵当庫の運営 (~南宋)	波斯錢・廻鶻錢による金融事業 邸店・寄附鋪・櫃坊等の金融業者が活動	半年20~30% 年20%
元・明	「還利(納息)過本」私債の破棄 (1153・89 年) 一本一利の法 (1240・69 年) 月利三分・一本一利の制限規定 (1282・98 年)	長生庫・質庫・息庫・解庫等の金融活動 トゥルファン(ウイグル)文書 (13 世紀、借金の整理簿) 解典庫(鋪)・廩庫等の金融活動	年30~36%
清	月利三分・一本一利の制限規定 (1282・98 年) 八旗・綠營「生息銀兩」	幹脱錢による金融事業(年利十割複利法、年100%~) 徽州商人の典当業	年36% 年12%~

参考文献

- 葉 世昌 『中国金融通史 第一卷 先秦至清鴉片戦争時期』(中国金融出版社, 2002年)
- 浅田 泰三 『中国質屋業史』(東方書店, 1997年)
- 劉 秋根 『中国典当制度史』(上海古籍出版社, 1995年)
- 宮崎道三郎 「質屋の話」(初出1900年, 中田薫編『宮崎先生法制史論集』岩波書店, 1929年所収)
 ——— 「賒と出挙」(初出1905年, 同上)
- 曾我部静雄 「孟子の称貸と日唐の出挙」(『日本歴史』87, 1955年)
- 山田 勝芳 「中国古代の金融—特に高利貸を中心として」(科研費報告書『中国金融史の基礎的研究』1988年所収)
 ——— 『貨幣の中国古代史』(朝日新聞社〈朝日選書660〉, 2000年)
- 中村 元 「インドの古代商業」(『古代史講座9 古代の商業と工業』学生社, 1963年所収)
- 影山 剛 「中国古代の商業と商人」(同上)
 ——— 『王莽の賒貸法と六筭制およびその経済史的背景—漢代中国の法定金属貨幣・貨幣経済事情・高利貸付・兼并等をめぐる諸問題—』(私家版, 1995年)
- 富谷 至編 『京都大学人文科学研究所研究報告 江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇』(朋友書店, 2006年)
- 李均明・劉軍主編 『中国珍稀法律典籍集成 甲編第二冊 漢代屯戍遺簡法律志』(科学出版社, 1994年)
- 仁井田 陸 『補訂 中国法制史研究 土地法・取引法』(東京大学出版会, 1980年)
 取引法 第一部 売買法 第二部 保証と質および私的差押制度 第三部 西域発見の取引法関係文書
- 道端 良秀 「支那仏教寺院の金融事業—無尽に就いて—」(『大谷学報』14-1, 1933年)
 ——— 『中国仏教と社会福祉事業』(法蔵館, 1967年)
- 三島 一 「唐代寺庫の機能の一二について」(『池内博士還暦記念東洋史論叢』1940年所収)
- 塚本 善隆 「北魏の僧祇戸・仏戸」(『東洋史研究』2-3, 1937年)
 ——— 「信行の三階教団と無尽蔵に就て」(『宗教研究』新3-4, 1926年)
- 玉井 是博 「唐時代の社会史的考察」(初出1923年, 同『支那社会経済史研究』岩波書店, 1942年所収)
 ——— 「敦煌文書中の経済史資料」(初出1937年, 同上)
- 加藤 繁 「支那史上に於ける公私債務の免除」(初出1925年, 同『支那経済史考証』下巻, 東洋文庫, 1953年所収)
- 横山 裕男 「唐代の捉錢戸について」(『東洋史研究』17-2, 1958年)
- 佐藤圭四郎 「唐代商業の一考察—高利貸付について—」(初出1979年, 同『イスラーム商業史の研究』同朋舎, 1981年所収)
- 陶希聖主編 『唐代寺院経済』(食貨出版社, 1937年)
- 陶 希聖 「唐代官私貸借与利息限制法」(『食貨月刊〈復刊〉』7-11, 1978年)
- 陳 国燦 「從吐魯番出土的『質庫帳』看唐代的質庫制度」(『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社, 1983年)
- 井上 泰也 「文献からみた中国の貨幣流通—7~14世紀(唐・宋・元代)を中心に—」(『出土錢貨』25, 2006年)
- 余 欣 「唐代民間信用借貸之利率問題—敦煌吐魯番出土借貸契券研究」(『敦煌研究』1997年第4期)
- 陳 明光 『唐代財政史新編』(中国財政經濟出版社, 1991年)
 ——— 「略論唐代官私借貸的不同特点」(初出2000年, 同『漢唐財政史論』岳麓書社, 2003年所収)
- 羅 彤華 『唐代民間借貸之研究』(台湾商務印書館, 2005年)
 ——— 『唐代官方放貸之研究』(稻郷出版社, 2008年)
- 日野開三郎 『同東洋史学論集 第五卷 唐・五代の貨幣と金融』(三一書房, 1982年)
 ——— 「宋代長生庫の發展について」(初出1956年, 『同東洋史学論集 第七卷 宋代の貨幣と金融(下)』1983年所収)
- 曾我部静雄 「宋代の質屋」(同『宋代政経史の研究』吉川弘文館, 1974年所収)
- 竺沙 雅章 『中国仏教社会史研究』(同朋舎, 1982年)第四章 福建の寺院と社会
- 黄 向陽 「関子唐宋借貸利率の計算問題」(『中国社会経済史研究』1994年第4期)
- 游 彪 『宋代寺院経済史稿』(河北大学出版社, 2003年)
- 伊原 弘 「都市臨安における信仰を支えた庶民の経済力—石刻史料の解析を事例に—」(『駒沢大学禅研究所年報』5, 1994年)
 ——— 「宋代台州臨海県における庶民の経済力と社会—寺観への寄付金一覧表から—」(同上7, 1996年)
- 愛宕 松男 「斡脱錢とその背景—十三世紀モンゴル=元朝における銀の動向—」(初出1973年, 『同東洋史学論集 第五卷 東西交渉史』三一書房, 1989年所収)
- 梅原 坦 「ウイグル文書『SJ Kr.4/638』—婚礼・葬儀費用の記録—」(『立正大学教養部紀要』20, 1987年)
- 寺田 隆信 『山西商人の研究—明代における商人および商業資本—』(東洋史研究会, 1972年)
- 白井佐知子 『徽州商人の研究』(汲古書院, 2005年)
 第一部 徽州商人とその商業活動 第二部 徽州における典当と典当業経営
- 鄭小娟・周宇 『15-18世紀徽州典当商人』(天津古籍出版社, 2010年)
- 安部 健夫 「清代に於ける典当業の趨勢」(初出1950年, 同『清代史の研究』創文社, 1971年所収)
- 日山 美紀 「清代典当業の利率に関する一考察—康熙~乾隆期の江南を中心として—」(『東方学』91, 1996年)

い、自利から利他へと転換・止揚を遂げた「無尽蔵」思想へと結実したと考えられる。^④

当思想の最も急進的な実践者、信行の三階教「無尽蔵法」にいう、末法第三階を生きる我々凡夫衆生は、「農夫が自然を損壊し、工師が経像を盗窃する如く、『宿債』にまみれた存在だ。『無尽蔵』を作って賠償するのではなく、無始以来の百生・千世・百劫・千劫の積もり積もった『債負』は、一体何によって終わらせることが出来るのか」(S七二)。^⑤

大黒俊二氏は、西欧中世において、清貧を宗とするフランチェスコ会士たちが、教会の徴利禁止論(時間は神のみに属するもの、貨幣の所有・使用一体観、貨幣不好説等)を、「貧しき使用」論(日々の生活で真に「必要」なものだけを最小限「使用」すること)によって克服、肯定的商業・商人観が導き出される一方で、一四六二年のペルージャに端を発する公益質屋(モンテ・ディ・ピエタ)、すなわちユダヤ人高利貸から貧民を救済するべく設立された、低利(一四九三年のパヴァアで初年度年利10%)融資組織に結実してゆく動態を描かれ、清貧の徹底が財・貨幣の有効かつ合理的な使用を生成する状況を、「清貧のパラドックス」と呼ばれた。^⑥ 死滅を念頭に置いた教団が、市井に乞食・礼拝する徹底的な平等主義によって、財貨を集中・運用(無利息?)・分配(救貧)する姿は、究極的な「清貧のパラドックス」と呼ぶことが許されるであろうか。

三階教は、その爆発的興隆に不穏なものを感じ取った隋・唐国家によって、異端として弾圧され廃絶へと向かう(六〇〇・七二一・七二五年)。^⑦ だが、仏教が民間部門に注入した活力は、既に国家的制度としても定着しつつあったのである。日本「出挙」の源流と目される北魏「僧祇粟」^⑧は、年間60石の穀物を供出させ飢民救済を図ったもので、恰も伝統的な常平倉に擬せられるが、やはり律典『僧祇律』に端を発し、僧曹(長官は都維那)が管理・運営に当たると、鮮卑拓跋部を中核とする複合的国家が仏教界を

傘下に置きつつ展開した、国家的制度であった。当制度はのち、錢貨運用をも含む高利貸に転じたと見られ、後代にも繰返される「収利過本」の禁(五一一年、利息は本錢の倍額以上に増殖してはならない(一本一利))^⑨、これも又史上初の徳政令(五二九年)が出されるに至っている。

羅形華氏に拠れば、隋・開皇八(五八八)年以前(同十四・十七(五九四・五九七)年、廻易取利・出挙取利禁止)、唐・武徳元(六一八)年開始の(実施は貞觀二(六二八)年か)、「公廩本錢(唐代後期には、膨脹した「食利本錢」がこれに取って代わる)」は、その淵源を、北魏時代、官物を商人に依託・運用させ、その利潤を公用に供したことに求められるという(南朝でも、公邸(邸舎)の営利活動による「公潤」が存在した)。^⑩

政府基金による利殖活動、国営高利貸たる「公廩(食利)本錢」は、倉曹・各庁判司等によって管理されていたが、実際の運営には令史・番官・行署・府史・胥士・高戸・典吏・庶僕・品子等が、捉錢人・捉利錢戸・捉錢官としてこれに当たった。^⑪ 当制度は、褚遂良(六四一年)・崔沔(七二八年)・沈既濟(七八一年)・柳公綽(八一一年)・崔從(八一六年)・蕭俛(八一八年)・李德裕(八三三年)及び、韋力仁・李珣・楊嗣復(八三九年)、崔龜從(八四八年)等によって、その悪弊・不正が延々と告発されて来たにも拘わらず、抜本的改革を経ぬまま唐末に至る。利殖を背負わされた潰れ百姓が続出する一方で、取り分け後期には、当制度自体が、差科免除・入仕を狙う富民層^⑫影庇(占)の戸によって利権化され食い潰された。

「公廩本錢」の事業規模は、「天寶初年(七四〇年代)地志殘卷(5道分)」所載、隴右・関内・河東・淮南4道合計、二七万七九八四貫一〇九文、銅錢・銀兩併記の嶺南道、四万四九四貫三五文・五万二二三兩(銀一兩^⑬二〇〇文(七三七年)として、一万四四貫六〇〇文)、10道總計が一二五万二四九二貫四一〇文に達していたと推計される(『新唐書』卷五五、食貨志五所載、全國總計は一六八万五八八六貫)。^⑭ 一方、後期、貞元十二

(七九六)年、71中央官庁から成る、「食利本銭」の場合は、総計二四万三六六二貫三七四文であった(『唐会要』卷九三、諸司諸食本銭上等)。唐朝には、この二大官本の他、少なくとも残り13種の官本運営が看取されるという。二大官本は、本来の自己保存的機能から大きく逸脱し、貨幣流通の観点から見ても、看過出来ない規模だといわなければならない。官本(法定)利率の趨勢は、唐初〜開元以前の月利7〜8%(年利84〜96%)、開元七(七一九)年〜天宝(七四二―七五六年)の同5〜6%(同60〜72%)、そして後期の同4〜5%(同48〜60%)の三段階に把握される。特に後期、唐初水準に比べ半落したことは、「錢重物輕」に配慮した政策金利の側面が強いと考えられよう。

唐朝は、開元七(七一九)年の「公私財物出挙、月利六分以下」、同十六(七二八)年の「私挙質四分、官本五分」、同二五(七三七)年の「質挙月利、五分以下」の如く、公私に互る最高利率を提示して来た。又、北魏以来の「一本一利」主義に則り、「迴利作本」の禁(七〇一・八二五)・八三四・八三七・八六七年等)を反復公布して来たのであるけれども、事官本に関しては、元和十一(八一六)年、東都御史台「食利本銭」欠利報告に見るように、21年で10倍以上二五戸・16年で7倍以上一五六戸・12年で4倍以上一六八戸の惨澹たる状況であつて、唐朝の零落せる捉銭戸に対する追徴には、「一本一利」主義も年数制限も何ら機能していなかったことが分かる。

さて、円仁が昭義軍討伐戦に動員されたと記す官庁経費(「百司判銭」とは、「食利本銭」ではなからうか。会昌元(八四一)年、当官本の欠利補填のため、毎年三万貫が一般会計から分与され公用に充てられる改革が実施されていた。それは、利殖を口実に、闇から闇へと消えて行った政府資金を、今一度政府の統制の許に置く、最後の取組みではなかったか。

影庇の戸、諸司諸軍諸使に属せる者は、公金を私物化してただけでなく、便換(飛銭：八二二年、戸部・度支・塩鉄三司により合法化)を發給し、欠銭・悪銭の使用に関与し(八一九年)、邸店・寄附鋪・櫃坊等を経営した他、蓄銭の禁(八一七年)に際し、富裕藩鎮進奏院の不動産買占めと共に横行したのが、彼ら富商による資産隠し、すなわち禁軍を隠れ蓑にした、資産名義の書き換えであった。

禁軍の統率者宦官と、その肉体的欠損性に由来する、仏教との親近性は、西尾賢隆氏によって指摘されている。日本の「僧尼令」に見る「興販出息」禁止条項は、唐の「道僧格」に立脚するはずであるが確認は出来ない。唐の厳格な統制を以てしても、隘路を潜り抜け中国で開花した仏教独自の金融思想(特に三階教「無尽蔵」)は、その逆説的強韌さ故に生き延び、面妖な庇護者、内所豊かな内侍省の許で更なる繁栄を遂げたのであろうか。もつとも、唐朝が、〈宦官Ⅱ仏教Ⅱ金融〉批判にシフトしたとすれば、北魏以来、当思想を国家的制度に取込み、肥大化させて来た経緯から見ても、完全な自己矛盾である。そもそも、真に合理的で公正な経済の在り方とは何であろうか。

再び、道端良秀氏及び、三島一氏に拠つて、円仁・成尋(『參天台五台山記』)両『日記』中に見える「寺庫」の機能に注目しよう(表C 両『日記』中の「庫」参照)。すなわち、道端氏は、「無尽たる質庫」の実例を求めて、「庫司・寺庫・庫頭・庫院・庫」(円仁)、「庫主・庫院・知錢帛庫」(成尋、他は官庫)等を掲げられたが(一部補足)、三島氏は、むしろ「廚庫」としての機能を重視された。確かに、両『日記』共、「寺庫」は齋・喫茶の場として多用されるが、円仁における、沙金授受に携わる「寺庫司僧令端」(寺衙に送られた沙金は、一箇処に集まった綱維・監寺等によって秤定された(八三八年八月二十六日))、年末の会計報告を衆僧に読み上げる「庫司・典座僧」(十二月二十九日)、州から米を受領する「寺庫」(八三九

表C 両『日記』中の「庫」

円 仁

vol.1	838. 8.24	揚 州	庫司令端（開元寺：8.26 後出）
	8.25	—	到寺庫喫粥（開元寺）
	8.26	—	寺庫司僧令端……惣計（沙金）小四兩以送寺衙（開元寺）
	9. 2	—	於庫頭設空飯（開元寺）
	11.24	—	読齋文僧并監寺綱維及施主僧等十余人出食堂至庫頭齋 自外僧沙弥咸食堂齋 亦於庫頭別為南岳天台等和尚備儲供養 衆僧齋時有庫司僧二人弁備諸事（開元寺）
	12.29	—	時有庫司典座僧在於衆前読申歳内種用途帳令衆聞知（開元寺）
	839. 1.18	—	從州運米分付諸寺 隨衆多少斛数不定十斛廿斛耳 寺庫領受更与衆僧 或一斗或一斗五升……自外方有三綱并庫司等（開元寺）
閏 1. 3	—	屈諸寺老宿於庫頭空茶空飯（開元寺）	
vol.2	9.28	赤 山	庫頭（赤山院）
	840. 3. 4	登 州	使君判官等庫頭喫茶（開元寺）
	3. 5	—	使君所施米麵於庫頭設供（開元寺）
	5. 2	五台山	庫院（竹林寺）
	5.16	—	庫院（大花嚴寺）
vol.3	5.17	—	余者惣在庫貯積見在（真容院）
	8.25	長 安	庫西亭（資聖寺）

成 尋

vol.1	1072. 5.14	天台山	寺庫（国清寺拾得説話）
vol.2	6. 6	—	西山鴻実庫主（国清寺：6.26・7.20 後出） 於堂庫院寺饗（西山）
	7.19	—	処規庫主（国清寺）
	7.24	—	庫院齋（国清寺）
	7.30	—	文皓庫主齋（国清寺）
	閏 7. 1	—	庫院齋（国清寺）
	閏 7.25	—	於庫院寺主齋（国清寺）
	閏 7.29	—	軍資庫（8.1・8.3・1073.4.26〔杭州監軍資庫韓守承〕後出）
vol.3	9.13	揚 州	揚州使酒庫
vol.4	10.22	開 封	祇候庫（1073.4.2 後出：祇候庫庫子三人）
vol.5	12. 1	五台山	五台山真容院知錢帛庫講經律論賜紫沙門省古温道

年一月十八日)、堂宇に収容し切れぬ勅使からの財宝を蓄積する「庫」(八四〇年五月十七日)、そして成尋における「知錢帛庫」は、何れも財・貨幣、寺院経済に深く関わっている。だが、この定点観測に見る限り、それは、実務的、共同管理的、合理的機能の領分であろう。円仁もいう、「唐国の僧尼は本来貧しい」(八四五年九月)。

会昌五(八四五)年十一月、廃仏の完成を受けた李德裕は、「悲田坊」に関する新法規を定める。当坊は、元来、仏教の救貧活動の一環として各地に展開されていたものであるが、武后・玄宗時期を経て、官本の支給・運用も発生していた。今、当坊(養病坊)の存続を図るに当たって、年配の徳望有る事務官を選んで管理させ、兩京(十項)以下、国家支給の寺田に基づいて経営させ、地方政府に余剰金が有れば、その資金運用を経営費に充当することを妨げるものではない、がその骨子である。彼の立場からすれば、国家の統制下、実物主体の運営が励行され、金銭による利殖などは必要最小限度に留保される、それでこそ、合理的で公正な、『周礼』の理念にも通じる、経済の在るべき姿なのであるか。

4

長文、「会昌五(八四五)年正月三日南郊赦文」(『文苑英華』卷四二九)は、「姦賊之吏を刑し、黷貨之家を破る」と述べ、廻鶻・昭義軍制圧を誇り、吐蕃弱体化を語り、諸司諸軍諸使に属せる者の狡猾な経済活動(「郷村及び坊市の店舎に在りて經紀す……店内及び店門外に在りて經紀求利す……衣冠の戸と称し広く資産を置く」)を糺して百姓と同じ差科の負担を求め、「朝列せる衣冠、或るいは代承せる華胄(貴族)、或るいは清途に在るもの、私に質庫・樓店を置き、人と利を争う」を禁じ、武装した塩賊・江賊を捕え、そして、長安毀折寺院の「行迹非違、仏の禁戒を守らざる」

僧尼の還俗、富裕寺院の「厚利」及び「多处にわたる邸店」の檢察・処分、兩浙・宣・鄂・潭・洪・福・三川各州の偽濫僧尼摘発を命じている。唐朝当局は、当赦文において、軍事的・政治的成果を背景に、アンフェアでイレギュラーな行為を一括して処断しているのであって、仏教との思想的衝突は最初から問題にされていない。但し、富裕寺院の経済活動がその領分を過ぎた時、間も無く完成される廃仏は、債権破棄・徳政令の意味合をも帯びざるを得なかったであろう。それが引き起こしたであろう社会的混乱について、何ら情報は残されていない。

「錢重物輕」対策に関しては、長慶元(八二二)年、兩税法改革の流れを汲む、実物(絹)の多用が謳われている。

近頃都では、足陌で錢を使用しているが、これは富室に利益があるだけだ。絹帛は價格の低落に喘ぎ、これは逆に疲人に被害を与えている。却つて前に依り、「墊陌錢前墊八十文」(九百二十文を以て貫と成す)を行なわせよ。五貫以上の額に昇る公私の取引は、その半額に絹帛を使用させよ。

唐朝当局は、一方で金融に依存しながら、又一方では、富室による金融(足陌による金利計算)を憎悪せざるを得なかった。それは、実物経済傾斜への復古的・反時代的表明であり(百分率よりも財の分割的使用が優先される)、その複合的来歴故の宿命か、あるいは本質的に過渡期的な時代状況のためか、経済・金融をめぐる思想的衝突は、唐朝内部に蟠つていたといわなければならない。

「資財を愛惜し、還俗を情願する僧尼」たちの姿は、結局捉えることが出来なかつた。廃仏を潜り抜け、自己への内省を深めた禪僧たちが、この托鉢修道的な課題に相對し、どのような折り合いをつけていったのか、知りたい所である。

注

- ① 岡田正之「慈覚大師の入唐紀行に就いて」(第一・二・三・四回)、『東洋学報』一一一四、一一二二・三、一一三一、一九二二・二二・三三年)第二編論証：第二会昌廢仏の始末。
- ② 亀川正信「会昌の廢仏に就いて——特に原因の考察——」(『支那仏教史学』六一一、一九四二年) Kenneth Ch'en, *The Economic Background of the Hui-Ch'ang Suppression of Buddhism*, *Harvard Journal of Asiatic Studies* 19, 1956. 牛致功「試論唐武宗滅仏的原因」(『唐史論叢』第七輯、陝西師範大学出版社、一九九八年所収)。
- ③ 氣賀澤保規「円仁の入唐求法の旅——唐後半期の社会瞥見」(同『絢爛たる世界帝国—隋唐時代』講談社〈中国の歴史6〉、二〇〇五年・第八章)、石見清裕「円仁と会昌の廢仏」(鈴木靖民編『円仁とその時代』高志書院、二〇〇九年所収)。
- ④ 笠間達男「会昌廢仏と李徳裕」(『史潮』六二・六三、一九五七年)、西尾賢隆「円仁の見聞した会昌廢仏」(上・下)、『鷹陵史学』五・『花園大学研究紀要』一一、一九七九・八〇年)、袁剛「会昌毀仏和李徳裕的政治改革」(『中国史研究』一九八八年第四期)。
- ⑤ 渡辺孝「牛李の党争研究の現状と展望——牛李党争研究序説——」(『史境』二九、一九九四年)、孫敏『李徳裕与牛李党争』(四川大学出版社、二〇〇四年)等を参照。
- ⑥ 吉川忠夫「裴休伝——唐代の一士大夫と仏教——」(『東方学报』(京都)六四、一九九二年)は、崇仏派官僚の生涯(七九一—八六四年)を辿る巨篇であるが、廢仏を詳述(第二章)、亡佚『破胡集』一卷(会昌沙汰仏法詔勅)、『新唐書』卷五九・芸文志三・丙部子録・道家類积氏)の存在も指摘する(一六五頁)。
- ⑦ 本条は前条(十月十三日)より日付が逆行、翌八四三年正月「十六日」記事が混入して、後条(正月十七日)との錯乱が認められる。前掲岡田論文(第二回、22—23頁)及び、小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』第三卷(鈴木学術財団、一九六七年、四五九頁以下、註16・24)に拠れば、八四二年「十月七日」勅(勅文在別)とあるも節録に止まった)に見える件んの文言は、宦官仇士良による百日間の執行猶予を経た、八四三年正月「十六日」勅及び、左右街功德使上奏文に、繰返し引用されたと考えられる。

⑧ 西尾賢隆「会昌廢仏の原因——寒山の仏教批判をてがかりに——」(『上下』)、『古代文化』三六一・五・一一、一九八四年)には、貪欲な出家者の、只為愛錢財 只だ錢財を愛するが為に
心中不脱灑 心中に脱灑だつしならず
作債稅牛犂 債なを作して牛犂まうらうを税し
爲事不忠直 事を爲すに忠直ならず

蓄財・金融事業を皮肉った詩句が紹介されている(『寒山詩』(二七〇・二七一)入谷仙介・松村昂、禪の語録13、筑摩書房、一九七〇年、三七〇—七五頁)。

又、廢仏論については、吉川忠夫「中国における排仏論の形成」(同『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四年所収：第十四章)、礪波護『隋唐の仏教と国家』(中央公論社、一九九九年)、藤善眞澄『隋唐時代の仏教と社会——弾圧の狭間にて——』(白帝社、二〇〇四年)等を参照。

⑨ 銅材・銅器の鑄造・売買・使用禁止及び、銅錢鑄造・銷鑄(鑄)禁止に関する法令・記事を掲げる。

- ・開元十七(七二九)年：銅錫賣買・銅器鑄造の禁、銅錫鉛の買付け促進(『通典』卷九、食貨九・錢幣下、「十一年」は誤り)。
- ・天宝十三(七五四)載：鉛銅錫賣買の禁(『旧唐書』卷一三七、趙涓伝)。
- ・大曆七(七七二)年：鏡以外の銅器鑄造の禁(『冊府元龜』卷五〇一、邦計部・錢幣三)。
- ・貞元九(七九三)年：諸道塩鉄使張滂「民間、銅錢一十文を銷鑄して銅六斤を得、銅器に鑄直して一斤当たり六〇〇余文で販売」と報告(同右)。
- ・同十(七九四)年：銅器鑄造・売買の解禁、販売銅器は一斤当たり一六〇文(『開元錢法定規格』以下(同右))。
- ・元和元(八〇六)年：銅器使用の禁(同右)。
- ・同二(八〇七)年：鉛銅買付けの管理強化(同右)。
- ・同七(八一二)年：破損銅鐘の再鑄(同右)。
- ・同十五(八二〇)年：全国的銅器買付けと藩鎮兵員による供出銅器銷鑄・銅錢鑄造(同右)。

・宝曆元(八二五)年：銷鑄して仏像を造る者に私鑄錢刑罰を適用(同右)。
 ・大和三(八二九)年：仏像製作は鉛錫土木で、鏡・磬・釘・鑽・鈕のみ
 銅使用を許可(『新唐書』卷五四、食貨志四)。

・開成三(八三八)年：戸部侍郎李珣「江淮以南の銷鑄銅器販売、利潤は
 三〜四倍」と証言(『旧唐書』卷一七六、楊嗣復伝)。

因みに、入唐より間も無い円仁も、李徳裕治下の揚州で、断銅の勅(売
 買禁止)に遭遇、民間銅器の隆盛が鑄錢を妨げ、六年に一度は発令されて
 いると説く。更に、五日後には、破れ釜を商人に売却した開元寺の僧貞順
 が、断鉄により捕捉された(八三八年十一月二日・七日条(卷二))。

- ⑩ 拙稿「円仁の『日記』を読む——沙金の消息——」(『立命館文学』
 五六四、二〇〇〇年)。なお、『日記』の沙金を取り扱った研究に、齊藤圓
 眞「『巡礼行記』における経済問題の再検討」(初出一九八三年、同『天台
 入唐入宋僧の事跡研究』山喜房佛書林、二〇〇六年、同『渡海天台僧の史
 的研究』同右、二〇一〇年所収)がある。

- ⑪ E. O. Reischauer, *Emmni's Travels in T'ang China*, New York, 1955,
 p.237 (The First Blows)。

吉川前掲論文「裴休伝」(一七八—七九頁)では、段成式『酉陽雜俎』
 続集卷五「寺塔記」序、『廬山記』卷一・叙山北篇(一五五頁)、「再建円
 覚塔誌」(『八瓊室金石補正』卷七五)、『宋高僧伝』卷一九・唐揚州西靈塔
 寺懐信伝等を引き、会昌三年が、僧尼整理のみならず寺院破壊を含む、廢
 仏の節目をなす年であると論証される。

- ⑫ 岡田前掲論文(第三回・第三唐・回鶻の関係)、安部健夫『西ウイグル
 国史の研究』第四章・東ウイグル帝国の崩壊とその西遷(彙文堂、一九五五
 年)、羽田亨「唐代回鶻史の研究」第三期・第一章：烏介可汗に属したる
 回鶻(『羽田博士史学論文集』上巻歴史篇、東洋史研究会、一九五七年所
 収)、中島琢美「南走派ウイグルについて」(『会昌一品集』内ウイグル関
 係史料抜)、「南走派ウイグル史の研究」(『金沢大学文学部東洋史研究室』
 史遊』二・六・一二、一九八〇・八一・八三年)、山田信夫「遊牧ウイグル国の
 滅亡」(『9世紀ウイグル亡命移住者集団の崩壊』(同『北アジア遊牧民族
 史研究』東京大学出版会、一九八九年所収：9・10)、村井恭子「9世紀
 ウイグル可汗国崩壊時期における唐の北辺政策」(『東洋学報』九〇—一、

二〇〇八年)等を参照。

なお、当問題に対する李徳裕の財政措置は、丸橋充拓『唐代北辺財政の
 研究』(岩波書店、二〇〇六年)に触れられている(一一四頁〔表12〕・
 一五四—五五頁・一六三頁〔注51])。

- ⑬ 森部豊「藩鎮昭義軍の成立過程について」(初出一九九四年)・「唐沢潞
 昭義軍節度使考——中晚唐期における唐朝と河北藩鎮の関係をめぐって
 ——」(初出二〇〇二年、〔第2節、昭義軍乱の性格、(3)劉稹の乱(二七六
 —八二頁)〕、同『関西大学東西学術研究所研究叢刊36』ソグド人の東方
 活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』関西大学出版部、二〇一〇年所収
 :補論1・2「安史の乱の終息と昭義の成立・昭義を通して見た唐朝と可
 朔三鎮との関係」、王国堯「李徳裕与沢潞之役——兼論唐朝於9世紀中所
 処之政治困局」(『唐研究』一二、二〇〇六年)等を参照。

- ⑭ 小野前掲書、第四卷(一九六九年)、四七頁(註16)。

- ⑮ 同右、四八—四九頁(註24)、九—一九三頁(註3)を参照。

- ⑯ 王前掲論文、七、軍力与軍費的問題(五一〇—一七頁)。

- ⑰ 傅璇琮、周建国校箋『李徳裕文集校箋』(河北教育出版社、二〇〇〇年)、
 一一—一二頁。

- ⑱ 『資治通鑑』卷三三八、元和七(八一二年)八月条：対魏博強硬派李吉
 甫に対する李絳の反対意見。

- ⑲ 同右、卷二四〇、元和十二年五月条。

- ⑳ 前掲『李徳裕文集校箋』、三〇二—〇三頁。

- ㉑ 前注⑱。

- ㉒ 前注⑲。
- ㉓ 前掲『校箋』、二七三頁、「今可汗与宰相只有四人、直依此酬賞、祇用
 二万五千貫文、比一月供軍所費五分之二」。

- ㉔ 王前掲論文、五一六頁(注一四五)。

- ㉕ 小野前掲書、第一卷(一九六四年)、六六頁。

- ㉖ 『日記』八四〇年十二月八日(卷三)、八四三年七月二十九日、九月十三
 日・八四五年五月十五日(卷四)。小野前掲書、第三卷、三二—三四頁
 (註4)、同「知玄と円仁——『入唐求法巡礼行記』研究の一節——」(『東
 洋史研究』一五—二、一九五六年)、吉川前掲論文「裴休伝」、一九九—

二〇〇・二三三―二五・二六七頁及び、藤善前掲書、二三四・三九―四〇頁を参照。

②7 塩鉄使管轄の許、諸道觀察使の錢坊（『新唐書』卷五四、食貨志四）でも、新規鑄造された会昌開元錢については、拙稿「出土錢と貨幣史——中国貨幣史の側から——」（『古代文化』四六―四、一九九四年）、四一―四三頁を参照。

②8 注⑨参照。

②9 軽重諸篇の成立は、前漢の文・景・武・昭帝期に跨がり、最も遅い甲篇以下では、説話的工夫、通俗化が目立つとされる。金谷治『管子の研究——中国古代思想史の一面——』（岩波書店、一九八七年）、一三一―一四三・一六〇―一七三・三三三頁等を参照。

③0 この件りは、16生産資本・35商品に昇る、漢代理財総覽表と呼ぶべき長文の一節である。宮崎市定『史記貨殖伝物価考証』（初出一九五六年、同『アジア史論考』中巻、『同全集』第五巻所収）、影山（一九六三・九五）、山田（一九八八）及び『史記』貨殖列伝の「節賈會」について（『集刊東洋学』五三、一九八五年）等を参照。

宮崎氏は、「併し庶民の農工商賈の家でも、錢万錢を持っていればそこから二千錢の利益を生み出すことができる。だから百万の資産があれば年収二十万が普通で、……いちばん手濡らさずにできるのは現金千貫（百万錢）を握っていて、それを賈會（賈）に貸して二割の利息を取ることである。しかしそんなに多くの資本を是非もたねばならぬ必要はない。資本は運次次第だ。手数料を食りすぎると運次回数が遅いから資本が多く要る。薄利多売でやれば運次が早いから小資本ですむものだ。だから貪賈が三回運次する間に、廉賈は五回の運次をすまず」と訳され、山田氏（一九八五）はこれを踏まえ、

「年間資本回転数四、商品販売額延べ百万、利益率二割、利益合計二〇万の（平均的）商人は、一回目の商品販売額二五万を二〇万の資本で仕入れることになり、同様に（利益額二〇万のために）廉賈は利益率一割、回転五回で商品販売額延べ二百万、資本三六万となり、貪賈は利益率三割、回転三回で商品販売額延べ約六六万七千、資本約一五万五千六百となる」とした上で、

「節（もし）賈會であれば、貪賈は之を三（倍）にし、廉賈は之を五（倍）にす」と読み、「貪賈は高い仲介手数料をとるから総額三百万の商品を仲介すると年二〇万の収益となる。従って平均的賈會は総仲介額四百万につき二〇万の手数料となるから、商品一貫（千錢）につき五〇錢の手数料となる。同様に貪賈であれば一貫約六七錢、廉賈は四〇錢となる」と、賈會の仲介を総覽表全商品に及ぼす、新解釈を示された。

この数字が符牒のように貫通する新解釈によって、「子貸」の活動は遠景に退き、「二割の利息」は完全に斥けられた。「二割」は総覽表に共通する「収益率」であり（影山（一九九五）一五九―一六〇頁）、「金・錢を資本として、年間二割の利益をあげる高利貸」（山田（二〇〇〇）一三八頁）と考えられる。

なお、影山・山田両氏が指摘するように（影山（一九六三）三〇〇頁、〔九五〕七・一六六頁、山田（一九八八）五一―六頁、〔二〇〇〇〕二四五頁）、利率制限規定が存在することは、『漢書』王子侯表（上・下）、

・旁光侯殷：元鼎元（前一六）年、坐貸子錢不占租、取息過律、会赦免。・陵鄉侯訢：建始二（前三）年、坐使人傷家丞、又貸穀息過律、免。

で明らかであるが、この律が略年表所掲、「貸錢它物律」（前一四年廢止、山田（二〇〇〇）二四六頁、李均明・劉軍（一九九四）四一―四六頁）に該当するの否か、当律の來歴・内容共に不詳のため、全く不明である（丞相翟方進の追加報告に、「今長安男子李參・索輔等自言占租賃……又聞三輔豪黠吏民變出貸受重質不止、疑郡国亦然」とあるが、大庭脩「肩水金關出土の永始三年詔書冊について」（『関西大学文学論集』三三―二、一九八四年）は、当該簡を異質なものとして除外されている）。

結局、漢代の利率は、張家山漢簡『算數書』息錢（前一八六年、『文物』二〇〇〇年第九期（八〇頁）、彭浩『張家山漢簡『算數書』註釋』科学出版社、二〇〇一年（六七―六九頁））及び、『九章算術』卷三衰分（後一世紀）例題に見る、月利3%（年利36%）を端的な材料とせざるを得ない。山田氏は、古代で通常妥当と見做された利率を、月利 $1.66 \sim 2\%$ （年利20～24%）程度とされる（〔二〇〇〇〕二四五頁）。

③1 『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九七八年）、六〇―六一頁（金布律）、富谷（二〇〇六）二七―二七五頁（金布律四二九―四三二「受租・質錢」）。

- ③② 富谷〔二〇〇六〕一一九—二〇頁。
- ③③ 『睡虎地秦墓竹簡』、二二四—一五頁（法律答問）、富谷〔二〇〇六〕一二二頁（雜律一八七）。
- ③④ 『睡虎地秦墓竹簡』、一六五頁（法律答問）、富谷〔二〇〇六〕五四—五五頁（盜律七七）。
- ③⑤ 王彦輝「漢代豪民私債考評」（『中国史研究』一九九四年第二期）、七二頁参照。前掲「貸錢它物律」廃止を命じた「永始三年詔書冊」にも、「与県官並税以成家致富、開並兼之路……県官還息与貸者、它不可許」と見える。
- ③⑥ 村上光彦訳『物質文明・経済・資本主義15—18世紀日常性の構造』2（みすず書房、一九八五年）、一九七頁（紙幣と信用用具）。
- ③⑦ 李均明「居延漢簡債務文書述略」（『文物』一九八六年第二期）、角谷常子「居延漢簡にみえる売買関係簡についての一考察」（『東洋史研究』五二—四、一九九四年）、榎山明『漢帝国と辺境社会——長城の風景』（中央公論新社、一九九九年）第五章（1さまさままなトラブル）等を参照。
- ③⑧ 影山（一九九五）I・III（一二五—二六・三四・三七—四〇頁）・IV（一五三—一五五頁）・V（二八一—八五頁）・VI（一八七—九一頁）・VII章を参照。
- ③⑨ 梅原（一九八七）、同『宋と中央ユーラシア』（中公公論社〈世界の歴史7〉、一九九七年）、三二八—二頁参照。利率は月利2.5〜3%台（基本単位：1銀錠=50両、1両=10銭）、又、ウイグル農村では、穀物などの貸借は、倍返し（100%）が原則であったという（三二〇頁）。
- ④⑩ 道端（一九三三）一〇一—〇三頁、（一九六七）四6（貧民救済の金融事業）及び、同『中国仏教社会経済史の研究』（平楽寺書店、一九八三年）、一章「中国仏教史における寺院経済の研究」（七・無尽）、三章「無尽の研究」を参照。
- ④⑪ 道端（一九六七）一一四頁、吉川忠夫『読書雑誌——中国の史書と宗教をめぐる十二章』（岩波書店、二〇一〇年）、一六八頁（第十章 償債と謫仙）訳文に拠る。なお、柳田聖山氏は、禅録の「還債」の後に、末法意識に代わる現実主義的な新思潮を見出されている（『唐末五代の河北地方に於ける禅宗興起の歴史的事務について』、『日本仏教学会年報』二五、一九六〇年）。
- ④⑫ 大黒俊二「中・近世イタリヤのユダヤ人金融——対立と共存をこえて——

- （『関学西洋史論集』二八、二〇〇五年）、『嘘と食欲——西欧中世の商業・商人観』（名古屋大学出版会、二〇〇六年）、四〇—四二・八四・一六六・一八〇・二三九頁。ジャック・ルゴフ（池上俊一・梶原洋一訳）『アッシジの聖フランチェスコ』（岩波書店、二〇一〇年）も参照。
- ④⑬ 礪波前掲書（一六四—七〇頁）、藤善前掲書（五七頁）参照。
- ④⑭ 塚本（一九三七）、道端（一九六七）一〇二—〇八頁参照。
- ④⑮ 井原今朝男「中世の借金事情」（吉川弘文館〈歴史文化ライブラリー〉、二〇〇九年）では、日本の中世社会において、利率制限規定は無かったものの、古代の利一倍法（貸金の場合半倍法）の流れを汲み、利息は四八〇日限り（貸金は一年）、本金の倍額（貸金は半額）以上には増殖しない総量規制であったとされる。なお、Lien-Sheng Yang, *Money and Credit in China: A Short History*, Harvard U. P. 1952, p.95 (X. Loans and Interest Rates, 10.13) を参照。
- ④⑯ 羅（二〇〇八）九—一頁。本書は、同（二〇〇五）と併せ、当該分野における最新の卓れた研究成果である。なお、田名網宏「日唐雑令の出条文について」（『日本歴史』三〇三、一九七三年）、唐長孺「南朝の屯、邸、別墅及山沢占領」（同『山居存稿』中華書局、一九八九年所収、五一—六頁）を参照。
- ④⑰ 羅（二〇〇八）乙編：營運管理篇、第一章「放貸機構与経営方式」第一二節（京司官本的管理・地方的専管官司（三三八—六七頁））。
- ④⑱ 同右、第三節（捉銭者の身分特徴（三六七—四〇七頁））。
- ④⑲ 同右、付録「官本総表」（五八五—六一〇頁）参照。李徳裕の事例は、『新唐書』卷一八〇、同伝に、「始、（中書・門下）二省符江淮大賈、使主堂厨食利、因是挾賈行天下、所至州鎮為右客、富人倚以自高。徳裕一切罷之」とあり、同年八月勅（『冊府元龜』卷五〇七、邦計部・俸祿三等）の発布を見たのである（羅書、三八九・三九七・四〇三・四一五・四二七頁）。
- ④⑳ 高橋継男「唐後期における商人層の入仕について」（『東北大学』日本文化研究所研究報告）一七、一九八一年）参照。
- ④㉑ 羅（二〇〇八）甲編：放貸実況篇、第一章「唐前期的公廩本錢及其演変」第三節（公廩本錢数之分析（五九—六四頁）表二・三）。王仲犛『敦煌石室地志残卷考釈』（上海古籍出版社、一九九三年、一一七—五頁）参照。

- ⑤2 羅〔二〇〇八〕甲篇：第二章「食利本錢在唐後期的推広運用」第二節（安史乱後食本の發展）（一三三—三七頁〔表十六〕）。
- ⑤3 同右、第三章「其他諸色官本の設置」（一九九—二九七頁）。
- ⑤4 同右、乙篇：第一章・第四節（經營方式与欠利問題）（四三一—四九頁〔表二十〕）、同〔二〇〇五〕第五章「借貸之期限、數量与利息」第三節（借貸之利息）（二五二—二八一頁〔表5—16〕）・付表七「伝統文献借貸利息表」（四一五—一七頁）及び、Yang, *ibid.*, pp.95-96 (10.14-15) を参照。
- ⑤5 羅〔二〇〇五〕二六三頁、〔二〇〇八〕四三九頁。
- ⑤6 仁井田陞・池田温『唐令拾遺補——付唐日兩令对照一覽』（東京大学出版会、一九九七年）、雜令一七（開二五）（一四七七頁）、黄正建「天聖雜令復原唐令研究」（『天一閣藏明鈔本天聖令校証——付唐令復原研究』下冊、中華書局、二〇〇六年所収）、復元37（宋24）及び、羅〔二〇〇八〕四三五頁。
- ⑤7 陶〔一九七八〕、加藤〔一九五三〕、仁井田〔一九八〇〕第三部・第十章・第七節（中国古代の「恩赦」と日本の「徳政」）参照。
- ⑤8 当宝曆元年の規定は、「元和十四（八一九）年七月二十三日上尊号赦」（『文苑英華』卷四二二）を引き継いだもので（陶〔一九七八〕六頁）、他と異なつて諸条件が付随するが、「出利過本兩倍」も元本の三倍、利息200%を指すと考えられる。日野開三郎「倍」と「分」（『同東洋史学論集第十三卷農村と都市』三二書房、一九九三年所収）参照。
- ⑤9 羅〔二〇〇八〕四四二—四四三頁参照。
- ⑥0 「有勅、分欠（？）百司判（利？）錢、隨官尊卑、納錢多少、用宛打潞府兵糧、諸道州府官、皆同此例」（八四四年七月十五日）（卷四）。
- ⑥1 羅〔二〇〇八〕一九七—一九八・四〇四—四〇五頁。
- ⑥2 日野〔一九八二〕「唐代便換考」・「唐代の寄附鋪と櫃坊——首都長安の金融業者」及び、同『続唐代邸店の研究』（『同東洋史学論集第十八卷』三一書房、一九九二年所収）、九「邸店と権力」（V）（富民影庇の盛行と邸店戸）等を参照。
- ⑥3 前掲「円仁の見聞した会昌廢仏（上）」一〇一頁。
- ⑥4 前掲『唐令拾遺補』、18（一〇〇四頁）、三浦周行「僧尼に関する法制の起源」（同『法制史の研究』岩波書店、一九一九年所収）、一一二八頁、鄭顯文『唐代律令制研究』（北京大學出版社、二〇〇四年）、第六章「律令制下の唐代仏教」第四節《道僧格》及其復原之研究、三〇五頁。
なお、黒田俊雄氏に拠れば、「僧尼令」下の日本で、八世紀末には、大安寺の修多羅衆分の錢による出挙の実施例が『日本靈異記』（中巻、24・28）に認められるという（『寺社勢力——もう一つの中世社会——』岩波書店、一九八〇年、一六頁）。
- ⑥5 道端〔一九三三〕一一八—二〇頁（六註6・8—13）。
- ⑥6 三島〔一九四〇〕註9・11・15・28—30・32—33。
- ⑥7 E. O. Reischauer, *Ennin's Diary: the Record of a Pilgrimage to China in Search of the Law*, New York, 1955, the Monastery Steward (庫司), the Monastery (Monastic) Living quarters (寺庫・庫頭), the Living quarters cloister (庫院), the Storehouse (庫) 等と訳されしこと。
- ⑥8 前掲『校箋』二二—二二頁「論兩京及諸道悲田坊」。道端〔一九六七〕一八〇—一八二頁、吉川前掲「裴休伝」一九七頁、羅〔二〇〇八〕二五二—六一頁（病坊本錢）等を参照。
- ⑥9 拙稿「短陌慣行の再検討——唐末五代時期における貨幣使用の動向と国家——」（『立命館文学』四七五・四七六・四七七、一九八五年）、一五七頁。同「銅錢を束ねる——中国貨幣史のための覚書——」（同四九三・四九四・四九五、一九八六年、一八〇頁）・「唐代の除陌錢について」（同五三七、一九九四年、一六五頁）・「宋代貨幣システムの継ぎ目——短陌慣行論」（伊原弘編『宋錢の世界』勉誠出版、二〇〇九年所収、五二頁）等を参照。
（本学非常勤講師）